

地域福祉と「遊び」の倫理

——地域包括支援センターと福祉観の変容——

宮部峻（人文社会系研究科博士課程1年）

1 はじめに

本稿では、地域包括ケアにおける地域包括支援センターに着目し、従来の主流の福祉観とは異なる、本稿が暫定的に「遊び」と呼ぶ倫理に基づく福祉のあり方について論じる。

現在、川崎市では、全市民対象型の地域包括ケアの社会実装に向けた取り組みがなされている。一般的に地域包括ケアは、在宅医療をはじめとした超高齢社会に特有の課題、たとえば、要介護者の支援などを中心に取り組みられるものである。それに対して、川崎市では、高齢者のみならず、子育て、障害者支援までを含めた全市民対象の地域包括ケアの実現が目指されている。超高齢社会だからといって高齢者に対象を限定するのではなく、全市民を対象とした取り組み、すなわち、従来の福祉の範囲にいる人々にまで対象を拡大しているところが川崎市の地域包括ケアの特徴がある。

とはいえ、全市民を対象とするからといって、すべての課題に同じような取り組みが有用というわけではない。むしろ、川崎市で地域包括ケアに従事する人に対するインタビュー調査からは、特定の世代を対象としつつも、全世代の交流を促進することが狙える課題であったり、困難事例ともいえるべき、狙いを定めて解決を図ることが有用である課題もあること、それらに応じて有効な取り組み、グッド・プラクティスがあることがわかる。

本稿では、川崎市の中部で、男性高齢者の社会参加を促すサロンを企画する地域包括支援センターの所長の取り組みと福祉観に着目し、その実践を支える倫理観を「正義の倫理」や「ケアの倫理」とは区別して、暫定的に「遊びの倫理」と呼ぶ。そしてそのグッド・プラクティスが、地域に参加していなかった男性高齢者、すなわち、潜在的な要介護者を地域に参加させるのに有用であることを指摘する。そこで、本稿は次のように構成される。2節にて特定の世代を対象とする取り組みが必要となる課題として、潜在的な要介護者である男性高齢者の社会参加を取り上げる。3節にて、男性高齢者が多く参加するサロン活動を立ち上げている、地域包括支援センターの所長の福祉観に着目する。個別の対象者に寄り添う従来の福祉観とは異なり、高齢者を地域に引き出す魅力的な企画をし、できるだけ数多くの参加者を望む「遊びの倫理」に基づく福祉観がその実践に見出されることを指摘し、それが、超高齢社会の課題の一つである、男性高齢者の社会参加を促進するのに有用なグッド・プラクティスである可能性を示す。4節にて、まとめを行うとともに、「遊びの倫理」の社会実装に向けた課題を提示することとしたい。

2 地域包括支援センターの課題と男性高齢者の社会参加

川崎市は、全市民対象型の地域包括ケアの実装を試みているが、困難事例に対しては、全市民を巻き込む取り組みを行うよりも、特定の対象に焦点をあて、地域に参加させる契機を生み出す取り組みが有用であろう。

たとえば、川崎市における全市民を巻き込む地域での取り組みのひとつに、地域資源を教育に生かそうとする、とある団体による取り組みがある。その団体の理念としては、子どもを中心として、子どもから高齢者まで交流を生むことが掲げられている。従来の教育が学校という場を中心にいわば閉じた環境で行われていたのに対し、地域の力を教育資源として利用することが目指されている。この団体の取り組みの場合には、子どもという特定の世代の課題を対象としつつも、地域住民を含めた地域資源を生かすことで、全世代の交流を図り、結果的に地域全体の福祉の向上につなげることが狙いとされている。

だが、ここで言われている地域の力の前提として想定されているのは、地域活動に参加している住民であろう。すなわち、地域活動に主体的に関わることのできる「強い市民」（武川 2006: 61）を想定しており、一人暮らしの高齢者、要介護の高齢者、精神障害者といった「弱い市民」（武川 2006: 61）と呼ばれる市民については別の取り組みが必要となる。本稿では、その「弱い市民」とされる一人暮らしの高齢者のなかでも、男性高齢者を、その介護予防にあたる組織として重要な役割を果たす地域包括支援センターを取り上げる。

男性高齢者、とくに単身者は、社会的孤立リスクが高いとされている（藤本 2012: 29-36; 河合 2013: 304）。そのため、現在、男性高齢者の介護予防が課題となっている。

介護予防は、「高齢者の活動性を高め、社会性を保持することが必要であり、日常生活圏域での保健指導、アクティビティの場などの提供が望まれる」（宮島 2013: 16）と言われるように、社会参加を促すことが必要とされている²⁾。

そこで鍵となるのが地域包括支援センターである。地域包括支援センターは、日常生活圏域ごとに設置され、地域支援事業、介護予防支援事業所の二つの機能を果たし、高齢者のニーズを捉え、地域の社会資源に結びつけて支援を行うとされる（宮島 2013: 188; 田中 2014: 8）。男性高齢者の社会参加を促す際、地域包括支援センターが重要な役割を担いうるけれども、従来の福祉観では、課題が残り、別の角度から取り組む必要があるということがインタビューから浮かび上がる。そこで、次節にて男性高齢者の社会参加を促進することに成功している事例を取り上げて、その特徴を指摘したい。

3 ある地域包括支援センター所長のグッド・プラクティス——「正義の倫理」でもな

く「ケアの倫理」でもなく

川崎市中部にある地域包括支援センター所長の A さんは、健康麻雀などのイベントを実施して、男性高齢者を毎月 20 人程度、サークルに参加させることに成功している。どの地域でも難題とされている男性高齢者の地域活動への参加に成功している貴重な事例であ

るといえる。そこには、従来型の福祉観とは異なる遊び心が垣間見られる。

Aさんに特徴的なのは、従来の福祉を「The 福祉」と名付け、「The 福祉の人は偏る」とし、企業的な考え方をしている点である。

男のセンター長さんがいるところは割と企業的な考え方をしたりとか、お客さんは数を集めてなんぼでしょうとかね。女性がやると、人数が少なくてもやることに意味があるんですみたいなどころもある。(Aさん)

上のようにAさんは、旧来の「やることに意味がある」福祉観を批判的に捉えている。「The 福祉」の場合、相談にきた人を相手にすることで満足してしまうのに対して、それでは不十分で「数を集めてなんぼ」というのが、Aさんの考えである。Aさんの活動には、他所への営業、連携など、旺盛な営業意欲が垣間見られる。引きこもりがちな男性高齢者たちをいかにして引き出すかという意識からビジネス的な感性を兼ね備えている。

Aさんのいう「The 福祉」や、「女性的」な福祉観は、「正義の倫理」や「ケアの倫理」に近いものであろう。ケア論では、ケアの対象者が「依存的な存在」であると捉えられる(上野 2013)。ケア論で議論されているのは、あくまでもニーズが顕在化した対象者が中心であり、必要な倫理は、普遍・超越的か、個別・文脈依存的かが議論される。

だが、地域包括ケアの対象で、潜在的に介護対象であるのは、男性高齢者、特に独居男性高齢者である。この難題ともいえる潜在的な要介護者に対応するには、従来の福祉の取り組みでは十分ではないのかもしれない。なぜなら、本人はケアの対象になりうると認識していないから、そもそも、福祉という場に出てくることがないからだ。

とすると、ここで有効なのは、Aさんが見せる「遊びの倫理」とでもいうべき福祉観なのかもしれない。健康麻雀のような遊び心を含んだサークル活動が、男性高齢者を呼び込む。それによって、「地縁」でもなく「血縁」でもなく、いわゆる「趣味縁」の形成を模索する。それが、結果的に、虚弱予防につながるということが想定される。ケアする人とケアされる人との相互行為とされるケア、あるいは福祉の領域を、遊びというもので相対化させうる。そうした契機をAさんの活動に見いだすことができる。「遊びの倫理」は、特定の世代を対象としつつも、文脈依存的ではなく、つながりを形成する試みであると言える。

4 「遊びの倫理」の社会実装に向けて

以上、遊び心を含んだ福祉観、「遊びの倫理」に基づく福祉の実践が、男性高齢者の地域参加を促進するうえで有用なグッド・プラクティスになりうることをみてきた。上で述べたことをまとめ、全市民型の地域包括ケアの社会実装のうえで、有用な点を2つ指摘しておきたい。

まず、第一に、「遊びの倫理」は、男性高齢者という特定の世代を対象とする取り組みに有用である点についてである。全市民対象型だからといって、すべての福祉の取り組みに同一の福祉のあり方が適用される必要は必ずしもない。むしろ、将来的に要介護者となりうる

が、孤立する傾向にある男性高齢者には、従来の寄り添い型の福祉では、限界がある。まずは、社会参加を促すことが必要であるとするなら、寄り添い型の福祉を行う前の取り組みとして、男性高齢者を地域活動に参加させる福祉の実践が求められる。その契機として、Aさんの取り組み、本稿でいう「遊びの倫理」が位置付けられる。

第二に、そうした福祉の場面に登場することが難しいとされる男性高齢者をサロン活動への参加を通じて、結果的に他の窓口・団体へとつなぐことが可能となることである。地域包括支援センターは、「地域の高齢者の総合的な相談窓口になっていることに特徴」があり、「介護保険以外に関する高齢者の相談も受けつけることになり、結果として、医療や福祉といった制度の縦割りを超えた役割を果たしうる」（藤本 2012:131）と言われている。最初は地域に遊び感覚で参加した男性高齢者が、地域包括支援センターを通じて、「ちょっとした相談事」を行うことで、潜在的な介護予防につながることも起こりうるだろう。他の医療・介護系の団体にとっても業種を超えた課題解決につながりうる。

しかし、上で述べた事例にみられる「遊びの倫理」に基づく地域福祉の実践が、必ずしもつねにうまく実現するわけではない。というのも、すでに指摘されている通り、「地域包括支援センターにしても、命に関わる危険な事案が優先され、元気な高齢者への対応が十分とれない」（芳賀 2013:164）からである。つまり、地域包括支援センターのニーズが高まる一方、対応する課題の多さから男性高齢者への取り組みに十分な対応を行うのには時間的・人力的な厳しさがある。ただし、必ずしも地域包括支援センターの職員すべてに「遊びの倫理」が備わっている必要はないであろう。そこで、人員の増員や専門分化を含めた検討を行い、その妥当性をPDCA サイクルなどを通じて評価・実践し、検証していくことが求められるであろう。以上を課題として指摘して、本稿の結びとしたい。

【注】

- 1) 武川正吾は、市民社会論に関して、強い市民を前提としたものから、弱い市民を含んだものへ、すなわち、「規範的なものから実在的なものへの変化が不可欠」と主張している（武川 2006: 66）。
- 2) 介護予防事業は、一次予防事業と二次予防事業と二つの事業に分けられる。一次予防事業は、講演会、パンフレット作成・配布などによる介護予防普及啓発事業、介護予防のボランティア育成、自主グループ活動支援などの地域介護予防活動支援事業がその内容であり、対象者は、高齢者全般である。二次予防事業は、運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上の各プログラムによる通所型介護予防事業、閉じこもり、うつ、認知症への対応など訪問型介護予防事業がその内容であり、要支援・要介護状態に陥る恐れがある者が対象とされる。前者が、ポピュレーション・アプローチであるのに対し、後者が、ハイリスク・アプローチとされる（宮島 2013: 65-6）。しかし、本稿が扱ったような男性高齢者という対象は、前者の中の一次予防事業に含まれるものの、ハイリスクなものに近いと言えるだろう。

（注記）本論文は「JST/RISTEX 都市における援助希求の多様性に対応する公私連携ケアモデルの研究開発（研究代表者・島菌進）」による研究成果の一部である。

【文献】

- 藤本健太郎，2012，『孤立社会からつながる社会へ——ソーシャルインクルージョンに基づく社会保障改革』ミネルヴァ書房.
- 芳賀清泰，2013，「多問題・困難ケースと地域支援事業」河合克義・菅野道生・板倉香子編『社会的孤立問題への挑戦』法律文化社，153-66.
- 河合克義，2013，『大都市のひとり暮らし高齢者と社会的孤立』法律文化社.
- 宮島俊彦，2013，『地域包括ケアの展望——超高齢化社会を生き抜くために』社会保険研究所.
- 武川正吾，2006，『地域福祉の主流化——福祉国家と市民社会 III』法律文化社.
- 田中滋，2014，『地域包括ケアサクセスガイド——地域力を高めて高齢者の在宅生活を支える』メディカ出版.
- 上野千鶴子，2011，『ケアの社会学——当事者主権の福祉社会へ』太田出版.